

身近なトラブル Q&A

法的トラブルでお困りの方
迷わず法テラスに
お電話ください

法テラス多言語情報提供サービス

0570-078377

平日(年末年始を除く) 午前9時から午後5時
通訳者をご希望の法テラスの事務所にお繋ぎして、通訳します。

◆対応言語◆

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語
タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

- ※ 通話料金は、お使いの電話の種類や契約、距離により異なります。
- ※ このダイヤルは、海外からは繋がりません。
- ※ インドネシア語は 2021 年1月に対応を開始します。

日本司法支援センター(法テラス)は、
国が設立した公的な法人です。
詳しくは、法テラスのウェブサイトをご覧ください。
<https://www.houterasu.or.jp/en/index.html>



住まい

家賃を払い忘れたため、貸主が部屋から出ていくようにと言いました。部屋から出ていかなければならないのでしょうか？

部屋を明け渡す必要があるかどうかは、賃貸人と賃借人の信頼関係が破壊されたといえる程度の家賃の不払いがあったかどうかによります。一般的に3か月程度以上の滞納があれば、信頼関係が破壊されたと認められます。

したがって、1度家賃を払い忘れたくらいでは、部屋を明け渡す必要はありません。仮に、1度でも滞納があれば直ちに明け渡す旨の特約があっても、無効とされる余地があります。

詳しくは、弁護士や司法書士といった専門家に相談するとよいでしょう。

アパートから退去する際、冷蔵庫の後ろの壁紙が電気焼けで薄く黒ずんでいました。大家がそれを見つけて、壁紙を替える代金を請求してきています。私は、支払わなければならないのでしょうか？

賃借人は、賃借物件から退去する時に、その物件を入居前と同じ状態にする原状回復義務を負っています。

原状回復義務とは一般的に、賃借人の故意・過失、賃借人に通常期待される注意義務違反、その他、通常の程度を超えるような使用による損壊や汚損、摩耗を回復する意味だとされています。「新品状態に戻す」という意味ではありません。そのため、いわゆる経年変化や通常の使い方のできた損壊や汚損、摩耗の修繕費用は、賃料に含まれるものとして、賃借人が負担する必要はないと考えられています。

そうすると、冷蔵庫のような電化製品の後部壁紙の電気焼けは、賃借人が通常の住み方をしていても生じるものですから、修繕義務は賃借人ではなく賃貸人が負うことになるのが一般的です。ただし、原状回復義務違反に該当するかどうかは、賃借物件の状態や賃借人の使用状況にもよりますから、賃貸借契約や重要事項説明書、入居時と退去時に撮影した写真や備品の修理代、クリーニング代等の見積書を準備した上で、詳しくは弁護士や司法書士に相談するとよいでしょう。

お金の貸し借り

職場の同僚にお金を貸したのですが、借用書を作っていないから返さなくてもよいと言っています。どうしたらよいですか？

お金の貸し借りを内容とする契約(金銭消費貸借契約)は、借主が貸主にお金を返すことについて合意していれば、借用書のような書類を作成していなくても有効に成立します。

したがって、貸主は、借用書を作っていないなくても、返済期限が来れば、借主に貸したお金を返すよう求めることができます。借主が返済を拒む場合、内容証明郵便で支払いを求めたり、民事調停、民事裁判の手続を利用することもできます。

ただし、民事裁判のような裁判所の手続を利用する場合、貸主は、借主との間でお金を返すことについて合意したこと(金銭消費貸借契約が成立したこと)を証明しなければなりません。契約の当事者、貸したお金の額、借主がお金を受け取ったこと、返済の方法・期限等を記載している借用書は、お金を貸したことを証明する有力な証拠の一つになります。

借用書がない場合でも、お金の貸し借りの場に居合わせた知人の証言やメールなどの他の証拠によって金銭消費貸借契約の成立を証明することができる場合もありますので、詳しくは弁護士や司法書士に相談するとよいでしょう。

借金が返せなくて困っています。どうすればよいですか？

借金が返せないというのは、収入と支出のバランスが崩れている状態です。一度、借金を整理(債務整理)することをお勧めします。自分自身では難しい時には、専門家に相談して整理することを検討してはいかがでしょうか。

借金の整理には、まず、借りたお金(借金)だけでなく、各種未払や滞納金等も含めた債務全体の正確な金額を確認する必要があります。

高い金利で長年返済を続けている場合、本来払うべき金利で計算し直すと利息を払いすぎていることがあります(過払金)。過払金がある場合、それを取り戻して借金を精算することができるかもしれません。

一方、過払金が発生しない場合や、過払金で精算しても債務が残る場合には、残った債務の整理の仕方として、任意整理、個人再生、自己破産等の方法が考えられます。

任意整理とは、裁判所の手続によらず、弁護士や司法書士の専門家と金融機関が直接交渉をして、今後の支払額・方法を取り決めるものです。あくまでも話し合いによって解決を図る手続ですので、話し合いがまとまらずに任意整理ができない場合もあります。

個人再生は、裁判所の手続です。民事再生法が定める方法によって債務の総額を減額します。その上で、減額した金額を原則として3年間の分割払いで返済していくことになります。また、住宅ローンが残っている住宅を手放さずに済む特則があります。ただし、個人再生を利用するためには、ある程度まとまった額の定期的な収入が必要です。

自己破産も、裁判所の手続です。財産や収入に対して債務(借金や滞納金等)の金額が多く、返済することができない状況にあるときに、その返済を免除(免責)してもらうことを目的としています。もし、不動産等の高額な財産がある場合には、免責手続よりも先に、これを換価して各債権者に分配します。日常生活に欠くことができない生活用品については、換価することはありません。

なお、貸金業の登録をせずに営業を行う業者や、法律が定める金利以上の金利で貸付けを行う違法業者からの借入は無効です。

友人から借金の保証人になってほしいと頼まれました。まだ引き受けるとは言っていないですが、どのような点に注意すべきですか？

保証する金額や履行期、保証の種類など保証契約の内容について、契約書を十分に確認し、友人(主債務者)が主債務を履行しない場合を想定して本当に自分が保証人として履行する義務を負うことができるか、慎重に判断すべきです。

保証には、通常の保証のほか、主債務者と連帯して債務を負担する連帯保証や、一定の範囲内(保証する限度)で継続的に不特定の債務を保証する根保証などの種類があり、それぞれ保証債務の内容が異なります。

いずれの保証契約も書面(またはその内容を記録した電磁的記録)で行わなければ効力が生じません。特に事業のための主債務について個人が保証人となる場合、その主債務者の役員や理事が保証人になる場合など一定の場合を除き、公正証書によって保証意思が確認されていなければなりません。また、主債務者は、自身の財産や収支状況、他の債務の有無や内容、他の担保の有無や内容について、保証人になることを依頼する人へ情報提供する義務があります。このような情報提供を基に、保証人となることのリスクの高さを慎重に検討したほうがよいでしょう。

家族のこと

日本人の配偶者との協議離婚を考えています。どのような手続が必要ですか？

夫婦の一方が日本に住む日本人である場合は、日本の民法が適用され、協議離婚することができます。協議離婚は、市町村窓口で離婚届と戸籍謄本(本籍地と同じ市町村に住んでいる場合は不要)を提出して行います。

ただし、当事者間の合意のみで離婚が成立するという協議離婚制度を採用する国はあまり多くありません。したがって、外国人配偶者の本国法で協議離婚が認められていない場合は、「日本では離婚が成立しているのに、外国人配偶者の本国では離婚が成立していない」という状況が生じてしまいます。そのため、たとえ当事者間で離婚に合意していても、協議離婚ではなく、あえて裁判所を関与させる方法(調停離婚、審判離婚、裁判離婚)をとる必要があります。外国人配偶者の本国における取り扱いや法制度については、日本国内にある本国の領事館などにお問い合わせください。

なお、離婚の際には、親権、養育費、財産分与、慰謝料等についても慎重に取り決める必要がありますので、弁護士に相談なさってください。

「日本人の配偶者等」の在留資格で滞在していましたが、離婚後も日本に滞在することはできますか？

まず、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者」の在留資格により在留している外国人が配偶者と離婚した場合には、離婚時から14日以内に地方出入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により、法務大臣に届け出る必要があります。これを怠ると在留資格を喪失してしまう危険があります。

次に、ご自身が他に在留資格の要件を満たしていると思われる在留資格への変更申請を行います。

定住を希望する外国人が、日本人配偶者との間に未成年かつ未婚の実子がいて、その親権者として現に実子を養育・監護しており、今後も日本で扶養する必要があると確認できれば、「定住者」への在留資格の変更が許可されることになっています。

また、上記のような事情がなく、条件を満たさない場合でも、「日本人の配偶者等」としての在留期間が長期にわたっている場合は、「定住者」の要件である「特別な理由」があるものとして、在留資格変更が許可されることがあります。

在留資格についてご心配であれば、弁護士等の専門家にご相談なさって、出入国在留管理局の運用や裁判例もふまえた適切な助言を受けるのがよいでしょう。

配偶者からの暴力に悩んでいます。どうすればいいですか？

配偶者からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。身の危険を感じている場合には、まず、警察あるいは配偶者暴力相談支援センター(女性センター、男女共同参画センター等、名称は様々です)に相談し、助けてもらいましょう。配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設(シェルター)への入居について相談できます。また、今後在留期間延長など在留に関する手続について、配偶者の協力を得られない場合のことも考え、出入国在留管理局へDVの被害を受けている旨、申告しておくといでしょう。

場合によっては、配偶者があなたにつきまとうことや、住居・職場等の近くを徘徊することを禁止する命令(接近禁止命令)や、配偶者を一時的に住居から退去させる命令(退去命令)、子に対する接近禁止命令、親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令を発するよう、地方裁判所に申し立てることができます。また、配偶者があなたに暴力をふるったり、暴力によりあなたがケガを負った場合などには、刑事告訴することもできます。手続の仕方や法律上どのようなことができるのかは、弁護士に相談することをお勧めします。

なお、法テラスでは、DVの被害を受けている方に対して、収入や資産に関わらず、被害の防止に関する法律相談を実施しています(DV等被害者法律相談援助業務)。利用を希望される方は、多言語情報提供サービス(0570-078377)に電話をして、最寄りの法テラスの地方事務所にご相談ください(日本語でお話しできる場合は、犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714)もご利用可能です。)

職場のトラブル

勤務先が給料を支払ってくれません。どうすればいいですか？

次のような対応が考えられます。

- (1) 勤務先に、内容証明郵便で給料を請求する。
- (2) 労働基準監督署に申告をして、勤務先への指導を求める。
- (3) 裁判所に、未払賃金の支払いを求める訴訟や労働審判手続を申し立てる。

使用者は労働の対価として労働者に対し、賃金を支払う義務がありますから、使用者が賃金を支払わなければ労働契約違反になります。

ただし、賃金の請求権には消滅時効があります。賃金支払期日から2年(※)が過ぎると時効が成立し、請求できなくなります。

※2020年4月1日以降に支払われるべき賃金の消滅時効期間については、労働基準法が改正されました。条文上は「5年」となりましたが、経過措置として当面の間、「3年」とされました。

どのような対応をすればよいのか、弁護士等の専門家に相談するとよいでしょう。

会社から、「自主的に退職してくれないか。」と言われました。応じなければなりませんか？

「辞めてくれないか」と退職するよう勧められたとしても、それに応じるかどうかは労働者の自由ですので、応じる義務はありません。辞めるつもりがない場合には、そのことを明確に伝えることが大切です。

もし、会社から懲戒事由があると誤信させられて退職した場合や、個室に閉じ込められて執拗に退職を迫られて退職した場合には、退職の意思表示の取消しを主張することが考えられます。

また、辞めるつもりがないと伝えたにもかかわらず執拗に退職を迫られた場合には、不法行為に基づく損害賠償請求ができることがあります。

どのような経緯で退職させられたのか、メモを作成したり、録音したりして証拠を残しておくといでしょう。証拠の残し方や、会社への対応方法などを早めに弁護士等に相談しておくことをお勧めします。在留資格について会社の協力が必要な場合は、在留期間が十分残っているうちの早めの相談が大切です。

職場でいじめ(嫌がらせ、パワーハラスメント)を受けています。どうすればよいですか？

「職場のいじめ、嫌がらせ」とは、仕事や人間関係で弱い立場に立たされた労働者に対して、精神的または身体的な苦痛を与えることにより、労働者の名誉、プライバシー、身体の安全、行動の自由などの利益または働く権利を侵害したり、職場環境を悪化させたりする行為です。

「職場のパワーハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為です。上司から部下へ行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものも含まれます。

使用者は、労働者にとって働きやすい職場環境を保つように配慮する義務があることから、いじめ等について適切な対応をしない場合には、この義務に違反するものとして、損害賠償責任を負います。そのため、いじめ等への対応としては、いじめ等をしている者だけではなく、使用者に対して、それらの行為をやめることを求める仮処分を申し立てることや、損害賠償を請求することが考えられます。職場でいじめ等を受けている場合には、その内容をメモに残したり、録音をしたりする等して証拠を残しておくことをお勧めします。

このほか、職場の様々ないじめ、嫌がらせ、ハラスメントについては、弁護士等の専門家や都道府県労働局に相談するとよいでしょう。

仕事で会社の車を運転中に、事故に遭いました。会社から弁償を求められています。応じなければなりませんか？

飲酒運転をしていた等労働者側の重大なミスでない限りは、会社の請求は認められない可能性が高いです。仕事上のミスについて、あらかじめ罰金や違約金の定めがあっても、その定めは無効です。

仮に会社の請求が認められる場合であっても、損害額の全額を支払わなければならないとは限りません。容易に応じないようにしましょう。

また、会社側は弁償分を給与から勝手に天引きすることは認められません。勝手に天引きされてしまった場合、労働者側は差額分を請求することができます。

法テラスの情報提供業務と民事法律扶助

法テラスの多言語情報提供サービスに電話をするとどのようなサービスを受けられますか。

外国語を母国語としている利用者が、日本の法制度や相談窓口情報の提供を希望する場合に利用できるサービスです。

利用者・通訳業者・法テラス職員の3者間の通話により行います。3者間通話は、利用者が多言語情報提供サービスの電話番号(0570-078377)に電話をかけ、通訳業者が利用者希望の地方事務所又は支部へ電話を転送し、通訳を介して利用者と法テラス職員の3者間で話をします。

法的トラブルをどのように解決すべきなのか、具体的な方法を知りたい場合は、専門家との法律相談が必要です。多言語情報提供サービスでは、法テラスの無料法律相談をはじめ、問題の解決に役立つ相談窓口をご案内します。

法テラスの無料法律相談は、誰でも受けられるのでしょうか？

法テラスは、民事事件や家事事件の問題を抱えながら、お金がないために弁護士・司法書士から法的な援助を受けることができない方を対象として、無料の法律相談を行っています(民事法律扶助・法律相談援助)。この制度を利用するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・収入や資産が一定の基準以内であること
- ・日本に住所を持ち、適法に在留していること(ただし、在留資格が問題となっている場合であって、在留資格にかかる当局の行政処分を争う訴訟を提起したならば、裁判例等に照らし、裁判所が在留資格を認定するであろうことが確実であるとみられる場合には、例外的に、在留資格がなくとも要件を満たしているとみなすことがあります。)

なお、法律相談援助は、法テラスの事務所のほかに、弁護士会や司法書士会など、民事法律扶助相談を実施できるよう登録されている相談場所で利用できます。

詳しくは、多言語情報提供サービス(0570-078377)にお電話ください。通訳者がお近くの法テラスの事務所にお繋ぎし、三者間通話(利用者、通訳者、法テラスの職員)でご案内します。

民事法律扶助の要件を満たさない場合は、弁護士会や司法書士会、地方自治体など法律相談を実施している相談窓口を紹介いたします。相談窓口によっては、有料で法律相談を実施しています。

<法律相談援助の利用条件>

基準 A と基準 B のどちらも満たす必要があります。

基準 A 収入等が一定額以下であること

夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。
月収(賞与を含む手取り年収の 1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000 円以下 (200,200 円以下)	251,000 円以下 (276,100 円以下)	272,000 円以下 (299,200 円以下)	299,000 円以下 (328,900 円以下)

※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。

※5人家族以上は、1人増につき 30,000 円(33,000 円)が加算されます。

※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。()内は、東京都特別区在住者の加算限度額です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000 円 (53,000 円)	53,000 円 (68,000 円)	66,000 円 (85,000 円)	71,000 円 (92,000 円)

基準 B 保有資産が一定額以下であること

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180 万円以下	250 万円以下	270 万円以下	300 万円以下

弁護士・司法書士に問題解決の依頼をしたいと考えています。どのような費用がどのくらいかかるのですか？

一般的に、弁護士や司法書士に支払う費用の種類としては、法律相談料、着手金、報酬金、手数料、実費、日当、顧問料等があります。

これらの費用は、個々の弁護士・司法書士がその基準を定めることになっており、標準価格というようなものではありません。

また、法テラスには、民事事件や家事事件等の問題を抱えながら、お金がないために弁護士・司法書士から法的な援助を受けることができない方を対象として、無料の法律相談を行ったり、弁護士・司法書士の費用や裁判にかかる費用等を一時的に立て替えたりする、民事法律扶助の制度があります。

民事法律扶助制度を利用するには、収入や資産が一定の基準以内であること、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適すること、といった要件を満たす必要があります。弁護士・司法書士費用の立替制度を利用する場合、法テラスの基準に基づいて費用が定められます。定められた費用は法テラスがいったん立て替えて弁護士・司法書士に一括で支払います。利用者は原則として分割払いの方法で、全額を法テラスに返還することになります。

立替制度に関するお問い合わせも、多言語情報提供サービス(0570-078377)へお電話ください。通訳を介して、法テラスの職員がご説明いたします。

